

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成38年12月31日まで)

秋本交制第76号
秋本地第164号
平成28年5月16日

関係所属長 殿

秋田県警察本部長

交通規制実施要綱の一部改正について（例規）

交通安全施設等の点検については、「交通規制実施要綱の制定について（例規）」（平成18年5月26日付け秋本交制第73号。以下「旧例規」という。）により実施してきたところであるが、この度、交通安全施設等の点検等に関する規定の一部を改正し、平成28年6月1日から、別添「交通規制実施要綱」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成28年5月31日をもって廃止する。

交通規制実施要綱

1 制定の目的

この要綱は、交通の安全と円滑を図るため交通規制に係る事務手続を明確にするとともに、信号機、道路標識及び道路標示並びに交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）交通管制センターの交通信号制御機、車両感知器、光ビーコン等の装置（以下「交通安全施設等」という。）の点検・管理、報告要領等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 交通規制に関する事務

(1) 交通規制課長は、交通規制に関して次の事務を行うものとする。

ア 交通規制計画の総括に関すること。

イ 秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定手続に関すること。

ウ 交通安全施設等の設置・管理に関すること。

エ 警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が行う交通規制計画の審査及び調整に関すること。

オ 交通規制計画に関し、道路管理者及び関係機関との協議等に関すること。

(2) 警察署長等は、交通規制に関して次の事務を行うものとする。

ア 管轄区域内（以下「管内」という。）における交通規制計画等に関すること。

イ 管内における交通安全施設等の設置・管理に関すること。

ウ 管内における交通規制計画に関し、道路管理者及び関係機関との協議等に関すること。

エ 管内における交通規制の広報に関すること。

3 交通規制実施上の基本的留意事項

(1) 適法性の保持

交通規制は、罰則をもってその履行を担保していることから、公安委員会、警察署長等の意思決定を得るほか、信号機、道路標識及び道路標示は、道路交通法その他交通規制関係法令に規定する要件を具備した適法なものとする。

(2) 妥当性の保持

交通規制は、交通規制実施場所の交通量、渋滞状況、交通上の危険度、交通事故発生状況等を確実に調査し、これに基づく資料の分析・検討、地域住民や道路利用者の要望意見等の聴取、道路管理者等への協議等を行い、交通規制の目的を達成するために必要最小限度の内容、時間及び範囲とすること。

(3) 計画性の保持

ア 交通規制は、交通事故、交通渋滞の発生傾向、都市開発及び大規模施設の建設計画による交通情勢の変化等の交通実態を的確に把握し、先行的かつ計画的な実施に努めること。

イ 交通規制は、広範かつきめ細かい実施が要求されるので、交通規制課と警察署等との連携を密にするとともに、交通規制の効果を補完するため必要な、道路及び交通安全施設の整備を道路管理者に要請すること。

(4) 簡明性等の保持

ア 交通規制の内容は、交通実態に応じて統一した方針の下に、道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」という。）の整理・統合を図るとともに、できる限り簡単・明瞭にすること。

イ 交通安全施設等の設置状況を常に点検し、適正な維持管理に努めること。

4 交通規制計画の策定

(1) 交通規制の上申

ア 交通規制課長は、交通規制を計画的に推進するため、県内の道路における交通実態を把握するとともに、各警察署等における交通規制計画について調査し、翌年度の交通規制計画（以下「年間計画」という。）を策定するものとする。

イ 警察署長等は、管内における交通事故及び交通渋滞の発生状況、道路の新設及び改良、地域住民の要望等について実態を調査し、交通規制を実施する必要があると認めた場合は、規制種別、場所、時間、対象等を検討し、年間計画を策定するものとする。

年間計画は、交通規制上申書（様式第1号）により規制種別ごとに新設、廃止、変更等の件数、内容等を記載の上、交通規制課長を経由して上申するものとする。

ウ 緊急に交通規制の実施が必要な場合は、交通規制上申書に「(緊急)」と書き加え、必要事項を記載の上、上申するものとする。

なお、上申に際しては、事前に交通規制課長に連絡するものとする。

(2) 交通規制課長と警察署長等と上申内容の調整

交通規制課長は、警察署長等からの交通規制の上申に関し、その適法性、必要性及び妥当性について、上申内容等の調整を行うものとする。

5 交通規制の意思決定手続

(1) 公安委員会の交通規制

ア 交通規制上申書の審査等

交通規制課長は、警察署長等からの上申について審査した結果、交通規制を実施する必要があると認めるときは、交通規制計画書を作成するものとする。

イ 公安委員会の意思決定

交通規制課長は、交通規制計画書により、公安委員会の意思決定を受けるものとする。

ウ 決定書等の発出

交通規制課長は、公安委員会から承認された場合は、交通規制台帳様式例（様式第2号）に基づき、速やかに当該意思決定に係る交通規制台帳及び交通規制に関する決定書（様式第3号。以下「意思決定文書」という。）を作成し、それぞれの写しを関係警察署長等へ送付するものとする。

エ 交通規制台帳の管理

(ア) 交通規制課長は、意思決定文書を意思決定番号別に整理して計画年次ごとに保管すること。また、意思決定の内容は、電算登録及び帳票出力の上、一括管理するとともに、内容に変更があった場合は、その都度整理等を行い、交通規制管理に支障のないように努めるものとする。

(イ) 警察署長等は、交通規制台帳及び交通規制に関する決定書の写しを受けた場合

は、上申内容と誤りがないかを確認の上、備付けの交通規制台帳を速やかに整理するものとする。

(2) 警察署長等の交通規制

ア 署長規制の実施報告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条第1項の規定に基づく警察署長等の交通規制（以下「署長規制」という。）を行う場合は、事前に警察署長等の交通規制実施書（様式第4号）並びに交通規制場所及び道路標識等設置位置図等の写しを添付し、交通規制課長を経由して報告すること。

なお、急を要し、報告するいとまがなく署長規制を実施した場合は、事後速やかに報告すること。

イ 署長規制から公安委員会規制への移行

交通環境の変化等により、緊急的な交通規制を必要とする場合は、署長規制を実施し、順を経て公安委員会の交通規制に移行すること。

ウ 関係書類の管理

署長規制を実施した場合は、当該規制に関する意思決定文書、道路標識等設置状況略図等を簿冊化し、交通規制実施手続を明らかにしておくこと。

6 道路標識等の設置と広報

(1) 道路標識等の設置

交通規制実施計画に基づく道路標識等の設置及び撤去は、速やかに実施すること。

警察署長等は、道路標識等の設置及び撤去について、規制内容のとおり実施されているか確実に交通規制担当者に確認させた後、道路標識等設置、撤去及び補修報告書（様式第5号）に当該規制に係る工事等契約関係書類の写し及び写真を添付し、翌月の20日まで交通規制課長を経由して報告すること。

(2) 署員への周知徹底と広報

新設、廃止及び変更する交通規制については、事前に資料を作成するなど署員に対する周知の徹底を図ること。

特に、規制を新設する場合は、一定の指導期間を設けるなど地域住民、道路利用者等への広報に努めること。

7 交通安全施設等の保守管理

(1) 交通安全施設等の点検等

警察署長等は、交通安全施設等の維持管理及び運用状況について、次に掲げる点検を実施し、必要な措置を講ずること。

ア 常時点検

交通警察官及び地域警察官は、警らその他の日常の警察活動の機会をとらえて交通安全施設等の設置状況を点検し、異常又は改善を要する事項を発見した場合は、交通安全施設等破損等現認報告書（様式第6号）により警察署長等に報告すること。

なお、緊急時は速報すること。

イ 定期点検

道路標識の点検月間を年1回以上設けることとし、必要により道路標識の点検週間を設けるなど、定期的かつ計画的に点検を行うこと。

点検月間及び点検週間の計画及び結果は、交通安全施設等点検計画・点検結果報告書（様式第7号）により、交通規制課長を経由して報告すること。

なお、定期点検の実施要領等については、別に定める。

ウ 特別点検

風水（雪）害等の災害の発生が予想される場合及びその発生直後において交通安全施設等の倒壊・落下事案が発生した場合等には、特別点検すること。

特別点検の実施結果は、交通安全施設等点検計画・点検結果報告書（様式第7号）により、交通規制課長を経由して報告すること。

なお、特別点検の実施要領については、別に定める。

(2) 交通安全施設等の補修

ア 警察署長等は、点検等において標板の退色、標識柱の傾斜、曲損、取付金具の破損、腐食等によりその視認性、識別性又は交通規制効力に支障を来すおそれのある道路標識を発見した場合は、補修計画を策定し、補修等の措置を講ずものとする。

イ 警察署長等は、補修後の状況を交通規制台帳と照合して確認し、道路標識等設置、撤去及び補修報告書（様式第5号）により、当該工事契約関係書類の写し及び現場写真を添付し、翌月の20日までに交通規制課長を経由して報告すること。

ウ 警察署長等は、大型標識、信号機、道路標示の補修等で急を要する場合は、交通規制課長を経由して速報すること。

(3) 管理責任及び措置

ア 交通規制課長は、県内に設置されている交通安全施設等について、点検の実施、障害等の早期復旧、機能の向上等について総括的管理責任を負うものとする。

総括的管理責任を遂行するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

(ア) 交通安全施設等の機能が最大限に発揮されるよう、設置に当たってはその効果に十分配慮すること。

(イ) 交通安全施設等の保守管理及び機能の向上を図るため、警察署等と関係機関との連携を密にすること。

(ウ) 交通安全施設等が損傷、故障、滅失等により、その効用が失われ、又はそのおそれがあるときは、速やかに補修するなど必要な復旧措置を講ずること。

(エ) 交通安全施設等について、随時点検を実施し、保守管理に努めること。

イ 警察署長等は、管内に設置されている交通安全施設等について、点検、視認性の確保、障害等の発見（他所属からの通報による認知を含む。以下同じ。）時における速報及び応急措置の実施等、主として第一次的な管理責任を負うものとし、次に掲げる事項を実施するものとする。

(ア) 交通安全施設等の設置に当たっては、交通規制担当者を立ち合わせて設置場所を確認させるほか、適法性、妥当性及び視認性の確保と道路利用者等の事故防止について配慮すること。

(イ) 交通安全施設の整備状況を把握し、視認性、識別性及び規制内容との適合性に配慮すること。

(ウ) 倒壊、落下又はそのおそれのある交通安全施設等が発見したときは、直ちに補修、撤去、保管その他必要な応急措置を執るとともに、交通規制課長に速報する

こと。

- (エ) 豪雨、落雷等異常気象時は、交通安全施設等に障害が発生することを予測し、あらかじめ必要な応急措置が執れるよう配慮すること。
- (オ) 交通安全施設等が損傷、故障、滅失等により効用が失われ、又はそのおそれがあるときは、速やかに補修等必要な措置を講ずること。
- (カ) 道路工事、交通事故等により交通安全施設等が破損、倒壊又は滅失したときは交通安全施設等損壊事案発生報告書（様式第8号）により交通規制課長に報告するとともに、速やかに原因者復旧の措置を執ること。

8 報告

警察署長等は、次に掲げる事項について認知した場合は、速やかに交通規制課長を経由して報告すること。

- (1) 交通安全施設等の設置、管理及び運用に起因する事故、紛議等が発生した場合
交通安全施設等に係る紛議事案等発生報告書（様式第9号）により報告すること。
- (2) 災害、事故等により交通安全施設等に大きな損傷被害事案が発生した場合
災害等に伴う交通安全施設等被害発生報告書（様式第10号）により報告すること。
- (3) その他交通安全施設の管理上必要と認められる事項
任意の様式により報告すること。

※ 別記略